省　　令

○総務省令第三十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の二の三中「目的」の次に「及び通信事項」を加える。

別表第二号の二の四の2(3)及び(4)中「無線局の」を削り、同2中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5)　通信事項

別表第二号の二の四注3(1)中「(5)」を「(6)」に改め、「免許等の番号及び」の次に「年月日並びに」を加え、同注3(2)中「(3)の無線局」を「(3)」に、「第11条の２の５第１項各号又は第２項各号」に改め、同注3(3)を次のように改める。

(3)　(4)の目的は、「電気通信業務用」、「公共業務用」、「基幹放送用（超短波放送（コミュニティ放送））」又は「一般業務用」のように記載すること。

別表第二号の二の四注3(6)中「(5)」を「(6)」に、「(7)」を「(8)」に、「記載」を「、記載」に改め、同注3(7)を同注3(7)とし、同注3(5)中「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「免許規則の」を「免許規則」に改め、同注3(5)を同注3(6)とし、同注3(4)中「(6)」を「(7)」に改め、同注3(4)を同注3(5)とし、同注3(3)の次に次のように加える。

(4)　(5)の通信事項は、「電気通信業務に関する事項」、「防災行政事務に関する事項」、「電気事業に関する事項」又は「一般業務用通信に関する事項」のように記載すること。

別表第二号の二の五の2(1)及び(2)中「無線局の」を削り、同2中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3)　通信事項

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第1の1の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード	無線局の目的コード［　］　基幹放送の種類コード［　］

に改め、同第1の注16中「該当するコード」の次に「（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）」を加える。

別表第二号第5の1の表中

14　無線局の目的コード		

を

14　無線局の目的コード	無線局の目的コード［　］	基幹放送の種類コード［　］

に改め、同第5の注16中「該当するコード」の次に「（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）」を加える。

別表第二号の三第2の表中「簡易な業務用」を「簡易無線業務用」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

○総務省令第三十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、端末設備等規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

端末設備等規則等の一部を改正する省令

（端末設備等規則の一部改正）

第一条　端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）」を

第三節　インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）

第四節　インターネットプロトコル移動電話端末（第三十二条の十―第三十二条の二十五）

に改める。

第二条第二項第五号中「移動電話用設備」の下に「（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）」を加え、同項第二十三号を同項第二十五号とし、同項第二十二号を同項第二十四号とし、同項第二十一号中「移動電話端末」の下に「又はインターネットプロトコル移動電話端末」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第二十号中「移動電話端末」の下に「又はインターネットプロトコル移動電話端末」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項第八号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の二号を加える。

八　「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

九　「インターネットプロトコル移動電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものをいう。

第二十一条中「移動電話用設備」の下に「（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。以下この節及び別表第四号において同じ。）」を加える。

第二十二条中「以下」の下に「この条において」を加える。

第三十二条の二第二号中「次条において」を「以下」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第四節　インターネットプロトコル移動電話端末

（基本的機能）

第三十二条の十　インターネットプロトコル移動電話端末は、次の機能を備えなければならない。

一　発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

二　応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

三　通信を終了する場合にあつては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。

四　発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。

五　通信を終了する場合にあつては、通信終了メッセージを送出するものであること。